

JASS 1 一般共通事項標準仕様書改定の趣旨

—2002年1月改定版—

JASS 1 (一般共通事項) が前回改定されたのは、1994年である。その後、建築工事を進める上での基本的な仕組みはほとんど変わっておらず、抜本的な改定は必要ないといえる。

しかし、建築基準法が大改正され、民間(旧四会)連合協定「工事請負契約約款」の大改正も実施された。また、それらの改正に伴って、建築関連の各種の法令・規格が改正されつつある。そのために、現行のJASS 1の本文および解説における用語や表現で法令・規格に適應していないものも見受けられるようになった。

そこで、JASS 1の基本構造や主要部分の内容は現行のものを踏襲し、最新の法令・規格に適應できない部分のみを見直すこととした。したがって、今回の改定における基本方針は、前回の改定とそれほど変わっていない。前回の改定時と同様に、工事請負契約約款との整合性にできるだけ配慮している。

建築界の動きとしては、性能規定化が大きく進展しつつあるが、これも現時点では、JASS 1の基本構造に影響を与える事項はほとんどない。しかし、性能仕様書への指向は着実に進んでおり、今回の改定にあたっては、その点を常に配慮した。

産業界における環境問題への取り組みも大きく変化しつつあるが、これもJASS 1の基本構造を左右する問題ではない。工事ごとに対応すべき事項が異なり、単純に標準化することができないといえる。しかし、環境問題に関連する事項に関しては、法令・規格の動向を十分に注意して検討を進めた。

JASSのあり方については、いろいろな立場の関係者に対してアンケート調査を実施し、研究協議会等でも議論を行ってきた。JASS 1の改定にあたっては、これらの多くの意見を十分に参考にして検討を進めた。JASS 1の改定にさいして貴重なご意見をいただいた日本建築学会内外の多くの関係者に深く感謝したい。

2002年1月

日本建築学会

JASS 1 一般共通事項

目 次

	本文	解説
	ページ	ページ
1節 総 則		
1.1 適用範囲	1	9
1.2 用語	1	10
1.3 関連法規の遵守	2	11
1.4 設計図書 of 優先順位	2	12
1.5 疑 義	2	12
1.6 官公署, その他への手続き	2	12
1.7 契約以外の関連工事	2	13
1.8 記 録	2	13
2節 品質管理		
2.1 原 則	3	15
2.2 品質管理組織	3	15
2.3 品質管理計画	3	16
2.4 品質管理の実施	3	17
3節 材料・部材・部品		
3.1 品 質	3	19
3.2 受 入 れ	4	20
3.3 支 給 品	4	21
4節 施工計画		
4.1 施工管理組織	4	22
4.2 専門工事業者の選定	4	22
4.3 工場の選定	5	23
4.4 施工計画の立案	5	23
4.5 施工計画書の作成	5	24
4.6 施工図・見本等	5	25
4.7 施工計画の立案	5	22

5節 工場生産

5.1 工場生産計画	5	27
5.2 工場製品の品質	5	28
5.3 工場製品の検査	5	28
5.4 保管・出荷	6	28
5.5 安全・衛生	6	29

6節 現場施工

6.1 一般事項	6	30
6.2 整理・整備・整とん	6	30
6.3 事故・災害および公害の防止	6	30
6.4 建物等の養生	6	31
6.5 建設副産物の処理	7	32
6.6 専門工事業者への周知徹底	7	33
6.7 施工状況に関する報告	7	33
6.8 施工の検査	7	33

7節 引渡し

7.1 完成検査	7	35
7.2 引渡し	7	35
7.3 かし(瑕疵)の担保	7	39

付録

付1. 民間(旧四会)連合協定 工事請負契約約款(平成12年4月改正)抜粋	41
付2. 民法(平成12年5月改正)抜粋	49
付3. 建設業法(平成11年12月改正)抜粋	51
付4. 建築基準法(平成11年12月改正)抜粋	53
付5. 建築士法(平成11年12月改正)抜粋	54
付6. 住宅の品質管理の促進等に関する法律(平成11年12月改正)抜粋	55
付7. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(平成12年6月改正)抜粋	57
付8. 再生資源の利用の促進に関する法律(平成12年6月改正)抜粋	59
付9. 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年11月)抜粋	61
付10. 「建築工事における情報伝達のしくみ」関連資料	63